

〔避難に関する資料〕

資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

(平成30年10月3日現在)

No.	施設名	住所	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事
1	七重浜住民センター れいんぼー	北斗市七重浜2丁目32番25号	○	○	○	○	○	○
2	浜分ふれあいセンター	北斗市七重浜5丁目11番20号	○	○	○	○	○	○
3	浜分体育センター	北斗市七重浜5丁目11番20号	○	○	○	○	○	○
4	追分福祉センター	北斗市追分5丁目14番1号	○	○	○	○	○	
5	七重浜ファミリーセンター	北斗市七重浜8丁目3番18号	○	○	○	○		○
6	久根別住民センター くーみん	北斗市久根別1丁目29番2号	○	○	○	○	○	○
7	久根別体育センター	北斗市久根別1丁目18番1号	○	○	○	○		○
8	北斗市漁村センター	北斗市東浜2丁目18番18号	○	○		○		○
9	総合文化センター かなで〜る	北斗市中野通2丁目13番1号	○	○	○	○	○	○
10	保健センター	北斗市中野通2丁目18番1号	○	○	○	○	○	○
11	飯生住民センター	北斗市飯生2丁目5番1号		○	○	○		○
12	北斗市林業協業センター	北斗市押上1丁目3番2号		○	○	○	○	○
13	北斗市高齢者センター	北斗市押上1丁目3番2号		○	○	○	○	○
14	総合体育館	北斗市押上1丁目3番1号	○	○	○	○	○	○
15	清川農村センター	北斗市清川604番地の3	○	○	○	○	○	○
16	谷好住民センター	北斗市谷好3丁目12番41号	○	○	○	○		○
17	富川会館	北斗市富川2丁目6番6号	○	○	○	○		○
18	茂辺地住民センター	北斗市茂辺地2丁目5番56号	○	○	○	○		○
19	茂辺地体育センター	北斗市茂辺地3丁目3番16号		○	○	○		○
20	茂辺地市の渡農村センター	北斗市市の渡84番地の1	○	○	○		○	○
21	石別住民センター	北斗市当別3丁目1番44号	○		○	○		○
22	中山会館	北斗市中山23番地の3	○		○		○	○
23	市渡会館	北斗市市渡239番地	○	○	○		○	○
24	稲里会館	北斗市32番地の2	○	○	○		○	○
25	北斗市公民館	北斗市本郷2丁目32番5号	○	○	○	○	○	○
26	スポーツセンター	北斗市本郷2丁目5番1号	○	○	○	○	○	○
27	健康センター「せせらぎ温泉」	北斗市本町4丁目3番20号	○	○	○	○	○	○
28	せせらぎ保健センター	北斗市本町4丁目3番20号	○	○	○	○	○	○
29	さわやか会館	北斗市本町5丁目3番15号	○	○	○	○	○	○
30	向野会館	北斗市向野1丁目10番16号	○	○	○		○	○
31	農業振興センター	北斗市東前74番地の2	○	○	○	○	○	○
32	千代田会館	北斗市千代田55番地の6	○	○	○		○	○
33	一本木会館	北斗市一本木134番地の2	○	○	○		○	○
34	文月会館	北斗市文月228番地の1	○	○	○		○	○

2 指定避難所

(平成30年10月3日現在)

No.	施設名	住所
1	七重浜住民センター れいんぼー	北斗市七重浜2丁目32番25号
2	浜分ふれあいセンター	北斗市七重浜5丁目11番20号
3	浜分体育センター	北斗市七重浜5丁目11番20号
4	追分福祉センター	北斗市追分61番13号
5	清川農村センター	北斗市清川604番地の3
6	総合体育館	北斗市押上1丁目3番1号
7	健康センター「せせらぎ温泉」	北斗市本町4丁目3番20号
8	せせらぎ保健センター	北斗市本町4丁目3番20号
9	さわやか会館	北斗市本町5丁目3-15
10	スポーツセンター	北斗市本郷2丁目5-1
11	北斗市公民館	北斗市本郷2丁目32-5
12	農業振興センター	北斗市東前74番地の2

資料5-2 避難勧告等の判断基準

1 避難準備・高齢者等避難開始

(1) 発令時の状況

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

(2) 住民に求める行動

ア 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）

イ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

ウ 状況により、自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始

(3) 判断基準

区分	判断基準															
河川等の氾濫による水害	ア 以下の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">基準水位観測所名</th> <th style="text-align: center;">水防団待機水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常盤川</td> <td style="text-align: center;">石川</td> <td style="text-align: center;">12.42m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">久根別川</td> <td style="text-align: center;">久根別川</td> <td style="text-align: center;">4.39m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大野川</td> <td style="text-align: center;">大野川</td> <td style="text-align: center;">8.48m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流溪川</td> <td style="text-align: center;">流溪川</td> <td style="text-align: center;">5.50m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位	常盤川	石川	12.42m	久根別川	久根別川	4.39m	大野川	大野川	8.48m	流溪川	流溪川	5.50m
	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位													
	常盤川	石川	12.42m													
	久根別川	久根別川	4.39m													
	大野川	大野川	8.48m													
	流溪川	流溪川	5.50m													
イ 市域における大雨注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。																
ウ 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき。（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）																
エ 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。																
オ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。																
カ 上記の状況等を総合的に判断し、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。																
	※水位を観測していない場合（上表以外の河川）、アの代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記のイまたはウを参考とする。															

区分	判断基準
土砂災害	<p>ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合。</p> <p>イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。</p> <p>ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。</p>
高波災害	<p>ア 波浪注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。</p> <p>イ 護岸堤防において越波の危険性が高いと判断されたとき。</p>
高潮災害	<p>ア 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。</p> <p>イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれるとき。</p> <p>ウ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、渡島・檜山地方気象情報や函館地方気象台の記者会見等により周知されたとき。</p>
津波災害	<p>ア 津波注意報が発表され、被害の発生するおそれがあるとき。</p>
その他の災害	<p>ア 災害の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</p>

2 避難勧告

(1) 発令時の状況

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

(2) 住民に求める行動

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

(3) 判断基準

区分	判断基準															
<p>河川等の氾濫による水害</p>	<p>ア 水位観測地点の水位が、一定時間後には、氾濫危険水位に到達すると予想されるとき。</p> <table border="1" data-bbox="619 468 1426 714"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準水位観測所名</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常盤川</td> <td>石川</td> <td>13.16m</td> </tr> <tr> <td>久根別川</td> <td>久根別川</td> <td>5.45m</td> </tr> <tr> <td>大野川</td> <td>大野川</td> <td>9.06m</td> </tr> <tr> <td>流溪川</td> <td>流溪川</td> <td>5.79m</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 市域における大雨警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。</p> <p>ウ 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき）</p> <p>エ 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。</p> <p>オ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に 接近・通過することが予想されるとき。</p> <p>カ 上記の状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難ささせておく必要があると判断されるとき。</p> <p>※水位を観測していない場合（上表以外の河川）や基準となる水位の設定ができない場合には、アの水位基準に代わり、上記イまたはウを参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用する。</p>	河川名	基準水位観測所名	氾濫危険水位	常盤川	石川	13.16m	久根別川	久根別川	5.45m	大野川	大野川	9.06m	流溪川	流溪川	5.79m
河川名	基準水位観測所名	氾濫危険水位														
常盤川	石川	13.16m														
久根別川	久根別川	5.45m														
大野川	大野川	9.06m														
流溪川	流溪川	5.79m														
<p>土砂災害</p>	<p>ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合。</p> <p>イ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合。</p> <p>ウ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。</p>															
<p>高波災害</p>	<p>ア 波浪警報（有義波高6.0m）が発表されたとき。</p> <p>イ 護岸堤防において越波の危険性が高いと判断されたとき。</p>															

区分	判断基準
高潮災害	ア 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表されたとき。 イ 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合。 ウ 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される時。
津波災害	ア 津波警報が発表され、被害の発生するおそれがあるとき。
その他の災害	ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3 避難指示（緊急）

（1）発令時の状況

- ア 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- （イ）堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- （ウ）人的被害の発生した状況

（2）住民に求める行動

- ア 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
- イ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

（3）判断基準

区分	判断基準															
河川等の氾濫による水害	ア 氾濫危険水位に到達するとき。															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準水位観測所名</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常盤川</td> <td>石川</td> <td>13.16m</td> </tr> <tr> <td>久根別川</td> <td>久根別川</td> <td>5.45m</td> </tr> <tr> <td>大野川</td> <td>大野川</td> <td>9.06m</td> </tr> <tr> <td>流溪川</td> <td>流溪川</td> <td>5.79m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準水位観測所名	氾濫危険水位	常盤川	石川	13.16m	久根別川	久根別川	5.45m	大野川	大野川	9.06m	流溪川	流溪川	5.79m
	河川名	基準水位観測所名	氾濫危険水位													
	常盤川	石川	13.16m													
	久根別川	久根別川	5.45m													
大野川	大野川	9.06m														
流溪川	流溪川	5.79m														
イ 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断される時。																

区分	判断基準
土砂災害	ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）したとき。 イ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
高波災害	ア 波浪警報（有義波高6.0m）が発表されたとき。 イ 集落近辺の護岸堤防において断続的な越波の発生が確認されたとき。 ウ 護岸堤防の倒壊、決壊のおそれがあるとき。
高潮災害	ア 護岸堤防の倒壊、決壊のおそれがあるとき。 イ 異常な越波、越流が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
津波災害	ア 津波警報が発表され、被害の発生するおそれがあるとき。 イ 強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。
その他の災害	ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。